

日助発 130号
2021年2月1日

厚生労働省 健康局長
正林 督章 様

公益社団法人日本助産師会
会長 島田真理恵



新型コロナウイルス感染症に係る助産所の助産師への早期ワクチン接種に関する要望書

新型コロナウイルス感染症による死者や重症者の発生をできる限り減らし、感染症の蔓延の防止を図ることを目的に国はワクチン接種の準備に入り、実施主体である市町村においては、接種順位が細かく検討されております。

コロナウイルスに感染した患者への医療の提供を実施している、あるいは感染者と接触するリスクが高い病院・診療所の医療従事者がワクチン接種の最優先対象であることは、承知しています。しかし、その次の段階での接種が検討されている歯科医師や薬剤師と同時期に、助産所の助産師への接種を実施していただくことを希望します。

新型コロナ感染症の感染拡大で、妊産婦と新生児は、より一層孤立状態になり不安な毎日を過ごしております。地域で活動する助産師が自身のワクチン接種によって、「感染しない」、「感染させない」状況ができるだけ確保し、その役割を果たしていくことは、非常に重要であると考えます。

そのため、助産所の助産師が、新型コロナワクチンの接種について、病院・診療所の医療従事者の次に接種を受けることができるよう、各自治体への指導を希望します。

以上

【要望】

地域で活動する助産所助産師等のワクチン接種が、病院・診療所の医療従事者の次になされるよう、対応されること